

令和5年度（2023年度）第1回 北海道発達支援推進協議会

日時：令和5年（2023年）8月2日（水）18:00～20:00

会場：Zoomによるオンライン開催

（事務局会場：本庁塔屋共用会議室）

次 第

1 開 会

2 議 事

（1）報告事項

道の組織再編の概要について

（2）次期計画の策定

ア 道の障がい者関連計画の策定について

イ 国の基本指針の見直し及び道の障がい者関連計画への反映について

（3）道の施策（実績）

ア 発達障がい施策の概要について

イ 児童発達支援に係る障がい児福祉計画の成果目標等について

ウ 難聴児の各種施策について

エ 障害児入所施設における過齢児への対応について

（4）計画の基本的考え方

道の障がい者関連計画に係る基本的な考え方について

3 その他

4 閉 会

～ 配布資料一覧 ～

資料1：こども基本法の概要等について

資料2：第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）の策定について

資料3：第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画(国)に係る基本指針の見直しについて(概要)

資料3-1：第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の骨格（案）

資料3-2：〃〃の推進項目と推進施策（案）

資料3-3：〃〃の成果目標（案）

資料3-4：〃〃のサービス量の見込みと基盤整備（案）

資料4：道の発達障がい施策の概要

資料4-1：北海道発達障害者支援（地域）センターについて

資料4-2：発達障がい診療検討部会の開催状況

資料5：児童発達支援に係る障がい児福祉計画の成果目標等

資料6：難聴児の各種施策

資料6-1：難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（概要）

資料6-2：軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成制度の概要

資料7：障害児入所施設における過齢児への対応

資料8：第3期北海道障がい者基本計画及び第7期北海道障がい福祉計画（仮称）について【基本的な考え方】《新旧対照表》

資料8-1：〃〃【基本的な考え方】原案 概要版

資料8-2：〃〃【基本的な考え方】原案

参考資料：北海道発達支援推進協議会 開催要領

～ 協議会のタイムスケジュール ～

時間	議事概要	説明者	(時間配分)
18:00	1 開会	事務局	(10分)
18:10	2 議事 ・ (1) の説明・・・資料1 ・ 質疑・意見	事務局	(5分)
		各構成員	(5分)
18:20	・ (2) アの説明・・・資料2 ・ 質疑・意見	事務局	(5分)
		各構成員	(5分)
18:30	・ (2) イの説明・・・資料3 ・ 質疑・意見	事務局	(10分)
		各構成員	(10分)
18:50	・ (3) アの説明・・・資料4 ・ 質疑・意見	事務局	(5分)
		各構成員	(5分)
19:00	・ (3) イの説明・・・資料5 ・ 質疑・意見	事務局	(5分)
		各構成員	(5分)
19:10	・ (3) ウの説明・・・資料6 ・ 質疑・意見	事務局	(5分)
		各構成員	(5分)
19:20	・ (3) エの説明・・・資料7 ・ 質疑・意見	事務局	(5分)
		各構成員	(5分)
19:30	・ (4) の説明・・・資料8 ・ 質疑・意見	事務局	(5分)
		各構成員	(10分)
19:45	・ 全体を通して意見交換	各構成員	(10分)
19:55	3 閉会	事務局	(5分)

※時間は目処であって前後することを想定しています。

令和5年度（2023年度）北海道発達支援推進協議会 構成員等名簿

○構成員

区分	所属	職	氏名（敬称略）	備考
学識経験者	札幌学院大学心理学部	教授	（やまもと あや） 山本 彩	
医療	北海道医療大学	教授	（やぎゆう かずより） 柳生 一自	
北海道通園センター 連絡協議会	同左	会長（石狩市子ども発 達支援センター長）	（ふじた ちあき） 藤田 千晶	
知的障がい福祉協会 発達支援部会長	社会福祉法人 麦の子会	理事長	（きたがわ さとこ） 北川 聡子	
障害児・者入所施設	社会福祉法人 北海道光 生会 美唄学園	マネージャー	（はやしでら りゅうけん） 林寺 隆憲	
保護者			（みちした やすこ） 道下 康子	
団体	一般社団法人 北海道手 をつなぐ育成会	副会長	（ながえ ちかこ） 長江 睦子	
教育関係者	美瑛町教育委員会	管理課参事	（めら ひさみ） 目良 久美	
市町村保健師	恵庭市子ども未来部 えにわっこ応援センター	センター長	（たかはし あきこ） 高橋 明子	

合計 9 名

○事務局

所属	職	氏名	備考
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	精神医療担当課長	（かわたに あつし） 河谷 篤	
	課長補佐	（ふかみ まさたか） 富加見 昌孝	
	発達支援係長	（いわやま しんや） 岩山 晋也	
保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課	課長	（わだ こういち） 和田 宏一	
	課長補佐	（せきもと みちよ） 関本 みちよ	
	障がい児支援係長	（しかうち ひでと） 鹿内 栄人	
北海道発達障害者支援センター「あおいそら」	センター長	（かたやま ともひろ） 片山 智博	

合計 7 名

○オブザーバー

- ・ 教育庁学校教育局特別支援教育課（特別支援教育制度推進係）
- ・ 保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課（児童相談係）
- ・ 北海道中央児童相談所（相談支援係）

合計 3 名

こども基本法 概要

目的

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
 - ・次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、**
 - ・こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、**
- こども施策を総合的に推進すること

定義

- 「こども」……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
 - ① **新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援**
 - ② **子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援**
 - ③ **家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備**

基本理念

- ① **全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること**
- ② **全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること**
- ③ **全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること**
- ④ **全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること**
- ⑤ **こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保**
- ⑥ **家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備**

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

※出展: 令和4年8月 こども家庭庁設置に向けた主な取組状況
(内閣官房こども家庭庁設立準備室)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年4月1日設立
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

- 各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
 - ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
 - ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
 - ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
 - ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
 - ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

- <内閣府>
 - 政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務
 - 子ども・子育て本部が所掌する事務
- <文部科学省>
 - 総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務
- <厚生労働省>
 - 子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く)
 - 障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR : こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興
(制度、教育課程、免許、財政支援など)

- 幼児教育の振興

- 学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

- 医療の普及及び向上
- 労働者の働く環境の整備

その他の府省

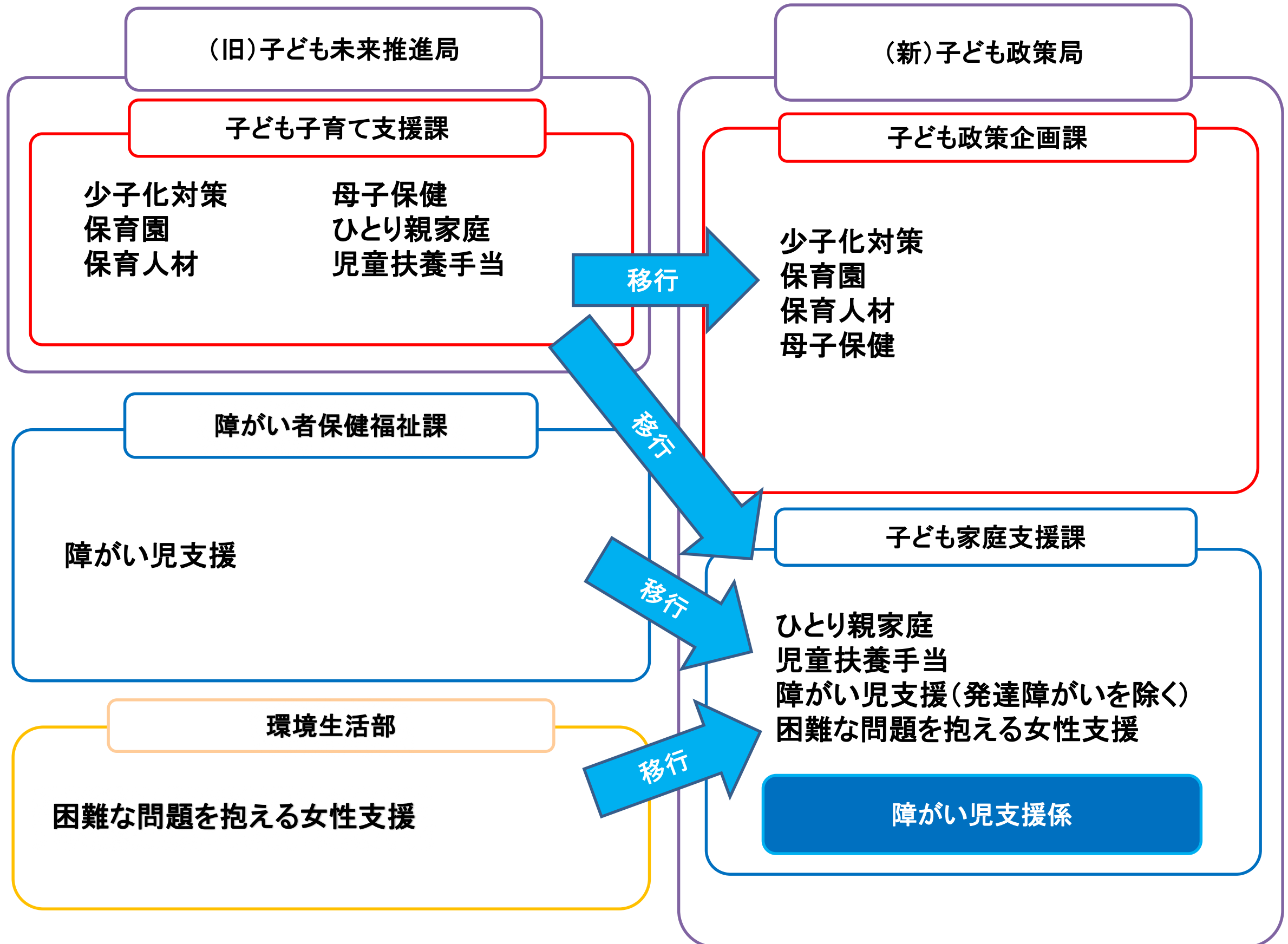
総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

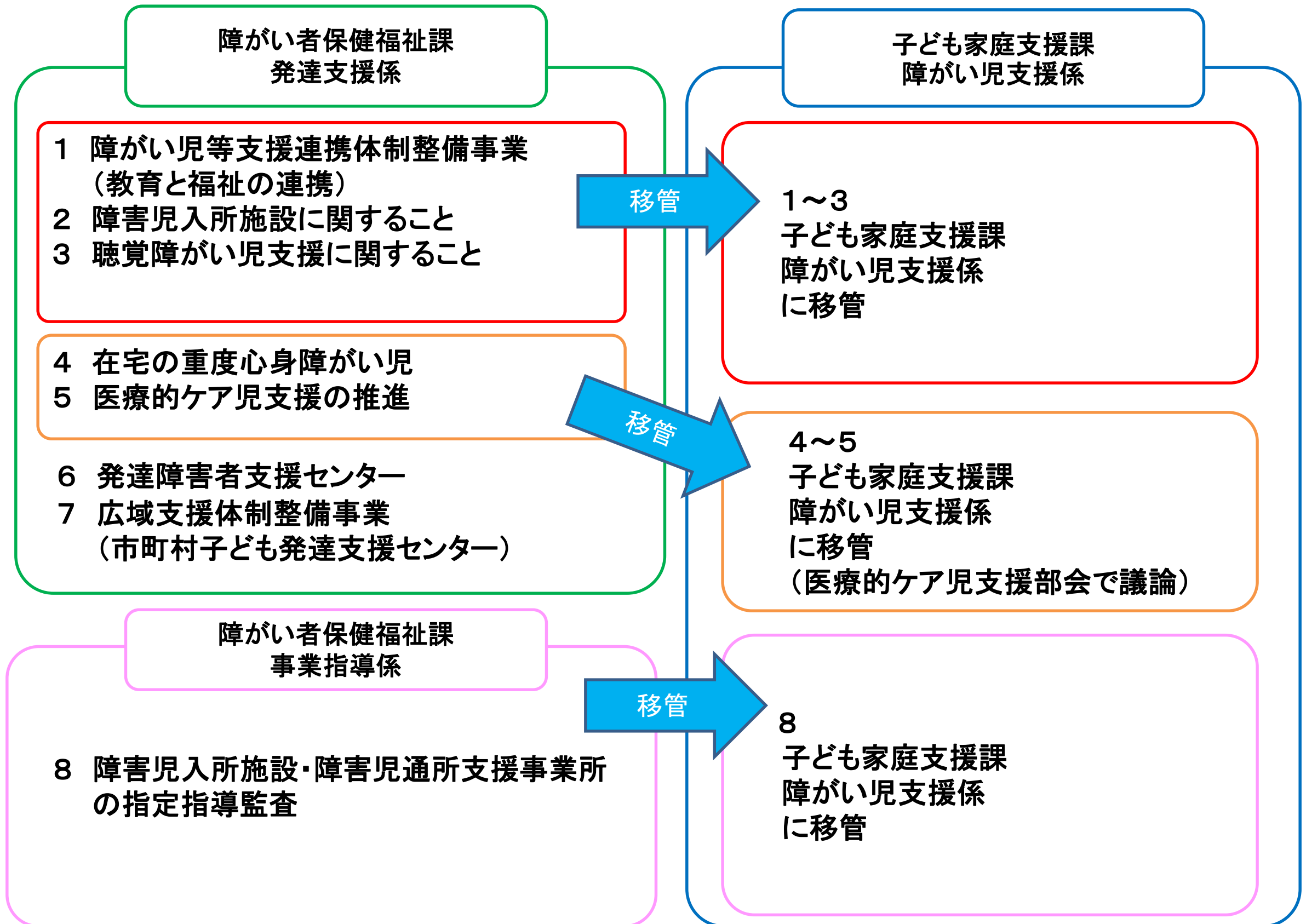
いじめ重大事態に係る情報共有と対策の体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与

令和5年6月からの道の子ども関連組織について(イメージ)



令和5年6月からの障がい児支援に係る所掌事務の移譲について(イメージ)



第 3 期北海道障がい者基本計画・第 7 期北海道障がい福祉計画（仮称）の策定について

1 計画の統合

北海道障がい者基本計画と北海道障がい福祉計画を統合することとし（令和 4 年 12 月開催の北海道障がい者施策推進審議会で協議済み）、統合にあたっては第 6 期障がい福祉計画をベースとする。

2 計画の名称

別途検討

3 計画の期間

6 年とし、3 年で中間見直しを図る。

4 策定等の考え方

- （1）施策の推進項目については、柱立てを北海道障がい者基本計画のとおりとし、北海道障がい福祉計画の該当部分を移行する。
- （2）北海道障がい福祉計画にない項目や内容については、北海道障がい者基本計画から移行させる。
- （3）その他、北海道障がい者基本計画の記載内容が適切と思われる項目については、内容を北海道障がい者基本計画のものに置き換える。

5 計画の内容

現在の計画		新しい計画
<p>第2期北海道障がい者基本計画 (計画年：平成25年度～令和5年度)</p>	<p>第6期北海道障がい福祉計画 (計画年：令和3年度～令和5年度)</p>	<p>第3期北海道障がい者基本計画 第7期北海道障がい福祉計画 (計画年：令和6年度～令和11年度)</p>
<p>【計画の内容】</p> <p>① 第2期北海道障がい者基本計画 (根拠：障害者基本法) 障害者基本法に基づき障害者施策の基本的な方向と主要な施策を示すもの。</p>	<p>【計画の内容】</p> <p>① 第6期北海道障がい福祉計画 (根拠：障害者総合支援法) 障害者総合支援法に基づき広域的な見地から障がい福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施について定めるもの。</p>	<p>【計画の内容】</p> <p>① 第3期北海道障がい者基本計画 (根拠：障害者基本法) 障害者基本法に基づき障害者施策の基本的な方向と主要な施策を示すもの。</p>
	<p>② 第2期北海道障がい児福祉計画 (根拠：児童福祉法) 児童福祉法に基づき広域的な見地から障害児通所支援等の提供体制の確保その他児童福祉法に基づく業務の円滑な実施について定める。</p>	<p>② 第7期北海道障がい福祉計画 (根拠：障害者総合支援法) 障害者総合支援法に基づき広域的な見地から障がい福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施について定めるもの。</p>
	<p>③ 第5期北海道障がい者就労支援推進計画 (根拠：北海道障がい者条例) 北海道障がい者条例に基づき障がいのある人の就労支援に関する施策の実施について示す。</p>	<p>③ 第3期北海道障がい児福祉計画 (根拠：児童福祉法) 児童福祉法に基づき広域的な見地から障害児通所支援等の提供体制の確保その他児童福祉法に基づく業務の円滑な実施について定める。</p>
		<p>④ 第6期北海道障がい者就労支援推進計画 (根拠：北海道障がい者条例) 北海道障がい者条例に基づき障がいのある人の就労支援に関する施策の実施について示す。</p>

6 計画の検討組織

		検討組織	主な検討事項
総括審議組織		・北海道障がい者施策推進審議会	関係部会、各協議会の検討状況のとりまとめ・総括質疑
分野別 検討組織	権利擁護部会	権利擁護部会	・権利擁護の推進
		意思疎通支援部会	・北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の推進
		医療的ケア児支援部会	・発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援
	北海道自立支援協議会	北海道自立支援協議会	・関係部会の検討状況のとりまとめ・総括質疑
		地域移行部会	・障がい者の地域生活への移行促進 ・精神保健福祉・医療施策の充実
		人材育成部会	・人材の養成・確保及びサービスの質の向上
		地域づくりコーディネーター部会	・相談支援体制の確保、地域生活支援拠点等の整備
	北海道発達支援推進協議会		・障がい児支援の充実、発達障がいのある人への支援
北海道障がい者就労支援推進委員会		・就労支援の施策・充実強化	

7 今後の北海道発達支援推進協議会の主なスケジュール予定

実施内容
<p>○第1回北海道発達支援推進協議会（8月2日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の構成案説明 ・計画の基本的な考え方協議
<p>○第2回北海道発達支援推進協議会（9月中旬開催予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案協議 ⇒ 素案修正
<p>○第3回北海道発達支援推進協議会（12月中旬開催予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画案協議 ⇒ 計画案修正

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（国）に係る基本指針の見直しについて（概要）

1 基本指針について

- ・「基本指針」（大臣告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R5年5月に告示。
- ・都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間※はR6～8年度
※ 計画期間については、3年を1期として策定することを基本としつつ、道府県・市町村の実情に応じ、柔軟な期間設定が可能

2 基本指針見直しの主なポイント

- ① 入所等から地域生活への移行及び継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ 地方分権提案に対する対応

3 成果目標（R8年度末の目標）

<p>①施設入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none">・地域移行者数：R4年度末施設入所者の6%以上・施設入所者数：R4年度末の5%以上削減
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none">・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 325.3日以上・精神病床の1年以上入院患者数：R2年度から3.3万人の減少・退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上
<p>③地域生活支援拠点の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・各市町村に地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築、年1回以上の運用状況の検証・検討・強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握及び支援体制整備【新】
<p>④福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none">・一般就労への移行者数：R3年度の1.28倍 うち移行支援事業：1.31倍、就労A型：1.29倍、就労B型：1.28倍・就労移行支援事業所終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新】・地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制の構築のため、協議会を活用して推進【新】
<p>⑤障害児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none">・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所設置・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に少なくとも1か所確保・医療的ケア児支援センターを設置【新】・障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新】
<p>⑥相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none">・各市町村において、基幹相談支援センターを設置・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新】
<p>⑦障害福祉サービス等の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の骨格（案）

第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨と目的
- 2 計画の位置付け
- 3 区域の設定

第2章 障がいのある人の現状等

- 1 障がいのある人の現状
- 2 サービス提供体制の現状と評価
- 3 主なサービス提供基盤の整備状況

第3章 計画推進のための基本的事項

- 1 第7期障がい福祉計画推進の基本方針

第4章 計画推進のための具体的な取組**第1節 北海道障がい者条例の施策の推進**

- 1 北海道障がい者条例の施策の推進

第2節 地域生活支援体制の充実

- 1 相談支援体制・地域移行支援の充実
- 2 サービス提供基盤の整備
- 3 精神保健福祉・医療施策の充実
- 4 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上

第3節 自立と社会参加の促進

- 1 障がい児支援の充実
- 2 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援
- 3 就労支援施策の充実・強化

第4節 バリアフリー社会の実現

- 1 権利擁護の推進
- 2 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進
- 3 安全確保に備えた地域づくりの推進

第5章 計画の推進管理

- 1 制度の円滑な推進
- 2 計画の推進管理

第6章 令和8年度の成果目標

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標
- 3 地域生活支援拠点の整備目標
- 4 福祉施設から一般就労への移行目標
- 5 障がい児支援の提供体制の整備目標
- 6 医療的ケア児等支援に関する目標
- 7 相談支援体制の充実・強化等
- 8 障害福祉サービス等の質の向上

第7章 サービス量の見込みと基盤整備

- 1 サービス量の基本的な考え方
- 2 居住系サービス
- 3 日中活動系サービス
- 4 訪問系サービス
- 5 障害児通所支援等
- 6 障害児入所施設
- 7 相談支援
- 8 発達障害者支援センターによる支援
- 9 地域生活支援事業（道事業）の必要見込量
- 10 地域生活支援事業（市町村事業）の必要見込量
- 11 圏域ごとのサービス量の見込み

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の推進項目と推進施策（案）

第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（統合案）（推進項目と推進施策）

<p>第1節 北海道障がい者条例の施策の推進</p> <p>1 北海道障がい者条例の施策の推進</p> <p>① 北海道障がい者条例の施策の推進</p>
<p>第2節 地域生活支援体制の充実</p> <p>1 相談支援体制・地域移行支援の充実</p> <p>① 相談支援体制の確保</p> <p>② 障がい者の地域生活への移行促進</p> <p>③ 地域生活支援拠点の整備</p> <p>④ ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化</p> <p>2 サービス提供基盤の整備</p> <p>① 住まいの基盤整備の充実</p> <p>② 日中活動サービスの充実</p> <p>③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実</p> <p>④ 共生型地域福祉拠点の整備推進</p> <p>⑤ 地域間格差の縮小</p> <p>⑥ 施設による支援</p> <p>3 精神保健福祉・医療施策の充実</p> <p>① 地域生活を支える体制の整備</p> <p>② 保健・医療の推進</p> <p>4 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上</p> <p>① 人材の確保・養成</p> <p>② サービスの質の向上</p>
<p>第3節 自立と社会参加の促進</p> <p>1 障がい児支援の充実</p> <p>① 子どもの発達支援の充実</p> <p>② 家族への支援</p> <p>③ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</p> <p>④ 地域社会への参加・インクルージョン(包容)の推進</p> <p>⑤ 障がい児支援体制の基盤整備</p> <p>⑥ 特別な支援が必要な子どもへの支援</p> <p>2 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援</p> <p>① 発達障がいのある人への支援の充実</p> <p>② 医療を必要とする在宅の重度障がい児者への支援</p> <p>③ 難病等である人への支援</p> <p>3 就労支援施策の充実・強化</p> <p>① 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり</p> <p>② 一般就労の推進</p> <p>③ 多様な就労の機会の確保</p> <p>④ 福祉的就労の底上げ</p>

4 自立と社会参加の促進

- ① 自立と社会参加の促進

第4節 バリアフリー社会の実現

1 権利擁護の推進

暮らしづらさを解消するための取組み

- ① 虐待の防止
② 差別等を解消するための取組の推進
④ 意思決定支援の推進

2 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

- ① 北海道意思疎通支援条例の施策の推進
② 北海道手話言語条例の施策の推進

3 安全確保に備えた地域づくりの推進

- ① 安全確保に備えた地域づくりの推進

第 3 期障がい者基本計画・第 7 期障がい福祉計画（仮称）の成果目標（案）

第 3 期障がい者基本計画・第 7 期障がい福祉計画 (統合案) (成果目標)	
令和 8 年度の成果目標	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標	
・地域生活移行者数	<u>令和 4 年度末の入所者数の〇%以上</u>
・施設入所者数の減少見込み	<u>令和 4 年度末の入所者の〇%以上削減</u>
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標	
・入院 3 か月時点の退院率 <u>68.9%以上</u>	
・入院後 6 か月時点の退院率 <u>84.5%以上</u>	
・入院後 1 年時点の退院率 <u>91.0%以上</u>	
・1 年以上の長期入院患者数(65 歳未満)削減	
・1 年以上の長期入院患者数(65 歳以上)削減	
・精神病床からの退院後の 1 年以内の地域における平均生活日数の上昇 <u>325.3 日以上</u>	
3 地域生活支援拠点の整備目標	
・各市町村に地域生活支援拠点を設置 (共同設置可)	
4 福祉施設から一般就労への移行目標	
・令和 3 年度の一般就労移行者の <u>1.28 倍以上</u>	
・令和 3 年度の就労移行支援利用者の <u>1.31 倍以上</u>	
・就労継続支援 A 型事業は、令和 3 年度の移行実績の概ね <u>1.29 倍以上</u>	
・就労継続支援 B 型事業は、令和 3 年度の移行実績の概ね <u>1.28 倍以上</u>	
・就労定着支援利用者は、令和 3 年度実績の <u>1.41 倍以上</u>	
・就労移行支援事業から一般就労移行者 5 割以上の事業所を 5 割以上	
・就労定着率が <u>7 割以上</u> の事業所を <u>2 割 5 分以上</u>	
・地域の就労支援のネットワークを強化し、関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため協議会（就労支援部会）等を設けて取組を推進	
・目標工賃（都道府県の工賃向上計画）	
・優先調達方針に基づく調達目標金額（都道府県の方針）	
・障がい者に対する職業訓練の受講者数	
・福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	
・福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	
・公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数	
5 障がい児支援の提供体制の整備目標	
・市町村又は圏域ごとに児童発達支援センターを設置	
・全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制整備	
・都道府県において、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保	
・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市町村又は圏域に設置	
・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に設置	
・医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村において設置するとともに、医療的ケア児等コーディネータを配置する。	
・ <u>障害児入所施設に入所する児童がふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置</u>	
6 相談支援体制の充実・強化等	
・各市町村に基幹相談支援センターを設置 (共同設置可)	
7 障害福祉サービス等の質の向上	
・「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組み、相談支援専門員等に対して意思決定支援に関する研修を推進	

第 3 期障がい者基本計画・第 7 期障がい福祉計画（仮称）の
サービス量の見込みと基盤整備（案）

第 3 期北海道障がい者基本計画・第 7 期北海道障がい福祉計画（統合案）（サービス量の見込みと基盤整備）

1 サービス量の基本的な考え方

2 居住系サービス

- ・ 自立生活援助（利用者数）
- ・ 共同生活援助（利用者数）
- ・ 施設入所支援（利用者数）

3 日中活動系サービス

- ・ 生活介護（利用者数・利用日数）
- ・ 自立訓練〔機能訓練〕（利用者数・利用日数）
- ・ 自立訓練〔生活訓練〕（利用者数・利用日数）
- ・ 宿泊型自立訓練（利用者数・利用日数）
- ・ 就労選択支援（利用者数）
- ・ 就労移行支援（利用者数・利用日数）
- ・ 就労継続支援 A 型（利用者数・利用日数）
- ・ 就労継続支援 B 型（利用者数・利用日数）
- ・ 就労定着支援（利用者数）
- ・ 療養介護（利用者数）
- ・ 短期入所〔福祉型・医療型〕（利用者数・利用日数）

4 訪問系サービス

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
重度障害者等包括支援（利用者数・利用時間数）

5 精神障害者への支援

- ・ 精神障がい者における地域移行支援（利用者数）
- ・ 精神障がい者における地域定着支援（利用者数）
- ・ 精神障がい者における共同生活援助（利用者数）
- ・ 精神障がい者における自立生活援助（利用者数）
- ・ 精神障がい者における自立訓練（生活訓練）（利用者数）
- ・ 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

6 障害児通所支援等

- ・ 児童発達支援（利用児童数・利用日数）
- ・ 放課後等デイサービス（利用児童数・利用日数）
- ・ 保育所等訪問支援（利用児童数・利用日数）
- ・ 居宅訪問型児童発達支援（利用児童数・利用日数）
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターの配置

7 障害児入所施設

- ・ 福祉型障害児入所施設（利用児童数）
- ・ 医療型障害児入所施設（利用児童数）

8 相談支援

- ・ 計画相談支援（利用者数）
- ・ 地域移行支援（利用者数）
- ・ 地域定着支援（利用者数）

9 発達障害者支援センターによる支援

- ・ 関係機関や地域住民への研修、啓発件数
- ・ 相談件数
- ・ 関係機関への助言件数
- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数
- ・ ペアレントメンターの人数
- ・ ピアサポートの活動への参加人数

10 地域生活支援拠点の機能

- ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

11 福祉サービス等の質の向上

- ・ 指導監査結果の関係市町村との共有体制の有無及び共有回数
- ・ 相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理者研修修了者数の見込み及び意思決定支援ガイドラインを活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み

12 地域生活支援事業（道事業）の必要見込量

13 地域生活支援事業（市町村事業）の必要見込量

14 圏域ごとのサービス量の見込み

道の発達障がい施策の概要及び実績

第2期北海道障がい児福祉計画（令和3年3月） ～計画期間（令和3～5年度の3ヶ年度）

第4 計画推進のための具体的な取組

6 障がい児支援の充実

(1) 子どもの発達支援の充実

【推進施策】

・発達障がいのある子どもについては、早期に発達の遅れや偏りに気づき支援につなげるため、発達障がいへの理解を促進する取組を進めるほか、発達障害者支援（地域）センターが、地域で直接支援を行っている保育所、学校、事業所等へ専門的な支援技術への助言を行い、支援の質の向上等を促進します。

区 分	概 要	実 績	令和4年度の実施状況
①北海道発達障害者支援（地域）センター運営事業			※ 資料4-1 参照
②家族支援体制整備事業（ペアレントメンター）	発達障がいのある子どもを持つ親の不安や悩みを軽減し、子どもに適切な療育を早期に提供するための環境を整備することが必要であることから、同様に障がいのある子を育てた経験を基に相談相手となる親（ペアレントメンター）を養成・派遣し、発達障がいのある子どもを持った家族を支援する体制を整備する。	○基礎研修（（ ）は開催地） R1 23名（中標津町） R2 14名（稚内市） R3 5名（新ひだか町） R4 24名（札幌市） ○応用研修（（ ）は開催地） R1 25名（旭川市、中標津町） R2 14名（稚内市） R3 6名（新ひだか町） R4 24名（札幌市） ○個別相談 R1 13名（7市町村） R2 8名（8市町村） R3 6名（5市町村） R4 14名（8市町村） ○集団相談（複数家族によるグループでの相談） R1 16名（7市町村） R2 4名（4市町村） R3 4名（3市町村） R4 29名（5市町村）	・ペアレントメンター活動可能者84名 ・同 活動実績者18名

区 分	概 要	実 績	令和4年度の実施状況
③発達支援研修会	発達の遅れや障がいのある子どもや家族への支援の充実に関する施策の一つとして、 <u>子どもの発達支援に関わる職員の資質向上及び地域の発達支援体制の充実を図ることを目的とする。</u>	R 1 1 6 6名 (集合) R 2 2 9 7名 (ライブ) R 3 8 0 1名 (動画配信1ヶ月) R 4 6 8 0名 (動画配信1ヶ月)	<ul style="list-style-type: none"> 配信期間(令和4年12月5日～1月9日) 動画2時間17分 「家族と共に取り組む発達障がい支援」 信州大学医学部子どものこころの発達医学教室特任助教 新美 妙美 氏の講演 配信期間中視聴者から質問募集 質問(3問)への講師回答をHP掲載 視聴者アンケート99人回答(約15%) (感想、改善点、次回テーマ希望等)
④発達障害理解促進啓発事業(発達障害フォーラム)	発達障がいの特性について広く道民の方々に <u>理解を広めるとともに、大人の発達障がいについて考える機会とする。</u>	R 1 2 6 6名 (フォーラム形式) R 2 (ライブ: 上記③と合同開催) R 3 1, 6 2 4名 (動画配信4ヶ月) R 4 1, 1 7 0名 (動画配信3ヶ月)	<ul style="list-style-type: none"> 配信期間(令和4年12月5日～3月6日) 動画1時間57分 「大人の発達障がいについて」 こころとそだちのクリニックむすびめ院長 北海道大学名誉教授 田中 康雄氏の講演 配信期間中視聴者から質問募集 質問(6問)への講師回答をHP掲載 視聴者アンケート97人回答(約8%) (感想、改善点、次回テーマ希望等)
⑤発達支援関係職員実践研修	教育等の関係機関との連携のもと、子どもの発達支援の推進に向け、早期発見・早期療育、家族への支援等の施策が円滑に実施されるよう、研修会を開催し、関係機関における子どもの発達支援に関する理解及び実践的な支援技術の向上を図る。 (福祉と教育との連携)	R 1 1 4 振興局各1回 未集計 R 2 1 4 振興局各1回 未集計 R 3 1 4 振興局各1回 1, 2 0 9名 R 4 1 4 振興局各1回 1, 1 1 2名 <ul style="list-style-type: none"> 市町村(福祉部局)、障害児通所支援事業所、市町村子ども発達支援センター等、小・中・高等学校、市町村教育委員会、特別支援学校等が参加 集合及びライブ(ハイブリッド形式) 	(渡島総合振興局の事例) <ul style="list-style-type: none"> 3時間 特別支援学級教諭、管内町職員、障害者生活支援センター所長、相談支援事業所管理者、北海道発達障害者支援センター長の説明、講義、及び出席者による演習 福祉関係者56名、教育関係者40名 研修内容 <ul style="list-style-type: none"> 事業概要説明 校内における支援体制の充実 連携推進地域の発表 相談機関から考える教育と福祉の連携 早期療育の重要性～関係者間の連携 各地域におけるネットワークの充実
⑥世界自閉症啓発デー及び「発達障害啓発週間」に係る普及啓発	4月2日「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」に係るポスター配布	R 1 } 1 7 8市町村、1 4 振興局、 R 2 } 1 0 児童相談所、4 道立施設(子 R 3 } ども総合医療・療育センター、 R 4 } 旭川子ども総合療育センター、 心身障害者総合相談所、精神保健福祉センター)、庁内関係課(子ども子育て支援課、教育庁教育局特別支援教育課)	

区 分	概 要	実 績	令和4年度の実施状況
⑦発達障害理解促進 パネル展	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル16枚1セット×2組 ① 理解促進パネル展(タイトル) ② 発達障がいってなんだろう) ③～⑧ 発達障がいの特性及び支援のポイント ⑨ 発達障がいの方々とのコミュニケーションを考える視点 ⑩ 皆さんにわかってほしいこと ⑪～⑭ 発達障がい当事者のエピソード ⑮ 発達障害者支援センターの主な役割 ⑯ 北海道内(札幌市含む)の発達障害者支援センターの紹介 	<ul style="list-style-type: none"> R1 24箇所 R2 17箇所 R3 19箇所 R4 18箇所 <p>・関係振興局、市町村、NPO法人等が実施主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・展示箇所数 18箇所 ・展示延べ日数 128日間 ・最長展示日数 12日間 ・最短展示日数 2日間
⑧パンフレット (発達障がいってなんだろう)	⑦パネル展と同内容	<ul style="list-style-type: none"> R1 R2 R3 R4 <p>①⑤⑥⑦実施時等において配布</p>	
⑨パンフレット (ペアレントメンター)	「みんなどんなことで悩んでいるのでしょうか?」、「ペアレントメンターとは?」、「相談対応の流れ」	<ul style="list-style-type: none"> R1 R2 R3 R4 <p>①⑤⑥⑦実施時等において配布</p>	

北海道発達障害者支援（地域）センターについて

推進項目	推進施策	R5利用見込量
発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援	発達障害者支援（地域）センターにおける市町村では対応困難な事例の相談	290件

1 概要

(1) 目的

発達障がい者及びその家族等に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障がい者等に対し専門的観点から支援を行うとともに、市町村の体制整備並びに医療、保健、福祉、教育及び就労等の関係機関及び民間団体等との連携強化等により、発達障がい者等に対する道内の支援体制の整備を推進し、もって発達障がい者等の福祉の向上を図る

(2) 経緯

H14 北海道発達障害者支援センター設置（道内1箇所：函館市（社福）侑愛会）

H17.4 発達障害者総合支援法施行

H17.4 発達障害者支援道東・道北地域センター設置（現行体制となる。）

区分	位置付	法人	名称・場所	附置する施設	職員配置
北海道発達障害者支援センター	メイン	（社福） 侑愛会	あおいそら （函館市）	障害者入所施設 函館青年寮	常勤専従4
発達障害者支援道東地域センター	サブ	（社福） 帯広福祉協会	きら星 （帯広市）	障害児入所施設 つつじヶ丘学園	常勤専従1 常勤兼務1
発達障害者支援道北地域センター	サブ	（社福） 旭川旭親会	きたのまち （旭川市）	生活介護事業所 第二旭川福祉園	常勤専従1 常勤兼務1

2 第6期障がい者福祉計画（抜粋）

(p42) 7 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援

(1) 発達障がいのある人への支援の充実

【推進施策】

- 発達障がいに関する課題について、関係機関と情報共有を図り、地域の実情に応じた支援体制等について、発達支援推進協議会において、意見交換を行い充実を図ります。
- 発達障がいのある人やその家族を取り巻く環境について、乳幼児期、学齢期、就労期等、一貫した切れ目のない支援が行えるよう、適切に引き継ぎを行うなど、関係機関との連携を促進します。
- 発達障がいのある人やその家族が、可能な限り身近な地域において必要な支援が受けられるよう、発達障害者支援（地域）センターが地域づくりコーディネーターと協働し、地域の医療、保健、福祉、教育等の関係機関や民間団体との連絡調整、情報提供及び研修を実施するとともに、発達障害者支援（地域）センターにおいて、発達障がいのある人やその家族に対し、市町村等では対応が困難な真に必要な相談について、地域の支援者と一緒に個別の相談支援を行い、地域の相談支援体制づくりを推進します。
- 発達障がいの特性などに対する理解の促進を図るため、フォーラムやパネル展の開催など道民の方々への幅広い啓発活動を推進し、相談支援機関や、発達障がいに関する診療を行っている医療機関等の情報をホームページ等により提供します。

3 相談等実績

支援内容	元年度	2年度	3年度	4年度
①関係機関や地域住民への研修、啓発件数	357	256	274	319
②a 発達支援相談	1,008	1,361	1,380	1,363
②b 就労支援相談	247	229	332	378
③ 関係機関への助言	265	256	290	313

発達障がい診療検討部会の開催状況

1 設置目的

発達障がいのあるお子さんに対する早期発見・早期療育による支援を行うためには、身近な地域における適切な相談支援や発達支援と併せて、児童精神の専門的医療機関での受診が重要であるが、患者の保護者などから、新規外来の受診を希望しても、数ヶ月の待機が生じていると苦情等が出ている。発達障害診断に係る待機解消を図るため、北海道発達支援推進協議会に検討部会を設置し、実態把握や課題分析を行い、道として実施すべき施策の検討を行う。

2 構成員

区 分	所 属	職	氏名(敬称略)
学識経験者 (発達障害全般)	札幌学院大学心理学部	教授	山本 彩
医療関係者	北海道医療大学心理科学部	教授	柳生 一自
団体(受診を受ける側)	北海道手をつなぐ育成会	副会長	長江 陸子
児童精神医療 (都市部医療機関)	医療法人トルチュ氏家記念 子どもクリニック	院長	氏家 武
児童精神医療 (地方部医療機関)	旭川圭泉会病院精神科	診療部長	佐々木 彰
学識経験者 (臨床心理学)	北海道大学大学院教育学研究院 (特殊教育・臨床心理学教室)	教授	安達 潤

3 検討経緯

(R 3)

R3. 4. 8～7. 30

- ・子どもの発達障がいの診療に関する調査実施（調査時点R3. 4. 1現在）
- R3. 10. 29 ・部会設置
- R3. 12. 23 ・部会開催
- R4. 3. 28 ・北海道発達支援推進協議会に、部会開催状況を報告

(R 4)

R4. 11. 1

- ・医療機関及び事業所に対し、「子どもの発達障がいの診療に係る調査」を実施（受診年齢、診断名、合併症の状況、知的水準、診断した理由の把握）
- ・併せて、部会で話しのあった市町村における乳幼児健康診査、相談体制についても調査を実施
- R5. 1 ・調査結果のとりまとめ
- R5. 3. 14 ・部会開催
- R5 . 3. 28 ・北海道発達支援推進協議会に、部会開催状況を報告

4 今後の予定（案）

- ・今回の意見を踏まえ、短期間で実現しそうなもの、長期間の協議が必要なものなどを整理し、まずは短期間で実現可能な施策について、検討していく。
- ・令和5年度の部会については、上記に係る資料が調い次第、開催

児童発達支援に係る障がい児福祉計画の成果目標等

1 児童発達センターの概要

- * 平成24年の改正児童福祉法の施行により創設された。
- * センターの役割としては、「児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設」とされ、国の基本的な方針においても、
 - ①「障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化」を図った上で、
 - ②「地域における中核的な支援施設」として、一般の「事業所と密接な連携」を図るものとされている。（24年当時の考え方）
- * 設置基準における児童発達支援事業所との違い（主なもの）
 - ・ 設備基準において、児童発達支援事業所は指導訓練室が必須だが、センターはこの他に、遊戯室、屋外遊戯場、調理室等が必須

2 令和4年6月の児童福祉法改正（児童発達支援センターの役割・機能の強化）

(1) 国では、令和3年6月に「障害児通所支援のあり方に関する検討会」を設置し、児童発達支援センターの位置づけ等について、検討を行った。具体的な論点としては、

- ①一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が不明確である
- ②福祉型と医療型に分かれており、医療型の利用は肢体不自由児に限定されている

(2) 検討を踏まえ、次のとおり明記された。

- ①地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化
- ②児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化

3 整備目標と設置状況

児童発達支援センターについては、国の基本的な指針に基づき、道の計画上に整備目標を設定。

国の基本的な指針 ・R3 ～R5	児童発達支援センターについて、「障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置付け」。 「児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 また、(中略)、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。」	
道の計画 ・R3 ～R5	児童発達支援センターの設置を推進するほか、施設基準を満たせずに同センターを設置できない場合には、保育所等訪問支援、障害児相談支援等の指定を受け児童発達支援センターと同等の機能を有する市町村中核子ども発達支援センターの整備を進めます。 児童発達支援センターの設置数、保育所等訪問支援事業所数、主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについては、設置する区域を21の障がい保健福祉圏域とし1か所以上設置することを基本とします。	
	A	B
	項目 児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センターの設置数	保育所等訪問支援事業所数
	数値 21か所	21か所
	備考 設置する区域を21の障がい保健福祉圏域とし1か所以上設置	
道内設置状況 (令和5年2月末現在)	A	B
	圏域 12 / 21 圏域 (57%)	16 / 21 圏域 (76%)
	設置市町村 20 / 179 市町村 (12%)	45 / 179 市町村 (26%)

4 国の基本的な指針の見直し

<p>国の基本的な指針</p> <p>・ R 6 ～ R 8</p>	<p>児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の实情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。</p> <p>また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p>
--	--

*国指針より抜粋

5 今後の検討

- ① 国の指針に基づき、次期計画の策定に向け、児童発達支援センターや市町村中核子ども発達支援センターが整備されていない地域においても、支援体制を評価できるような目標とすることを検討する。
- ② 保育所等訪問支援についても、「保育所等訪問支援を利用できる体制」から「障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制」と見直されることから、①の支援体制の中で、評価することを検討する。
- ③ 道独自で実施している市町村中核子ども発達支援センターについても、同様に、①の支援体制の中で、継続すべきか検討する。

難聴児の各種施策

1 国における検討

R4. 2. 25 厚生労働省の「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針作成に関する検討会」において、基本方針が示されるとともに、同日付で都道府県宛に通知発出

難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（概要）

資料 6-1

2 第2期北海道障がい児福祉計画（抜粋）（令和3～5年度）

第4 計画推進のための具体的な取組

6 障がい児支援の充実

(1) 子どもの発達支援の充実（計画P38）

- ・難聴がある子どもについては、早期に聞こえにくさに気づき、ことばや知識を学ぶための適切な支援を行うことが重要であることから、コミュニケーションを築くうえで必要な集団適応を早期に身につけるため、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の周知等、新生児聴覚スクリーニングや乳幼児健康診査の際になるべく早く難聴に気づき、療育につなげる取組を進めます。
- ・難聴がある子乳幼児及びその家族が、身近な地域において適切な相談支援及び療育を受けることができるよう、市町村、医療機関、道立豊学校等が連携し、難聴を起因することばの遅れや、コミュニケーションへの影響、知的、社会的発達の遅れを未然に防ぐ、または最小限にとどめるため、可能な限り早期に療育につなげ、専門的な支援による乳幼児期の発達の促進を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めます。

3 難聴児に関する実態調査

(1) 調査概要

- ア 調査時点 令和4年10月1日時点
 イ 調査対象 178市町村（札幌市除く）
 ウ 調査方法 各市町村に所在する難聴児（身障手帳交付児、軽度・中等度難聴児）の一人ごとの年齢、性別、療育状況等を照会
 エ その他 本調査結果を「難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保」の検討に資する基礎資料にするため本年度から、調査票変更

(2) 難聴児数及び所在市町村数（上段：人数 下段：市町村数）

(R4)

身障手帳交付児	軽度・中等度難聴児	計
266	258	524
81	70	100

(R3)

身障手帳交付児	軽度・中等度難聴児	計
261	268	529
75	72	99

(3) 難聴児年代別

(単位：人)

区分	0～2	3～6	7～12	13～15	16～18	計
身障手帳交付児	30	46	81	56	53	266
軽度・中等度難聴児	39	79	69	39	32	258
計	69	125	150	95	85	524

(4) 先天性難聴

(単位：人)

区分	身障手帳交付児	軽度・中等度難聴児	計
診断あり	146	101	246
診断なし	10	31	41
不明	110	126	237
計	266	257	524

→ 47%

診断の機会	身障手帳交付児	軽度・中等度難聴児	計	
不明	90	47	137	→56%
新スク(自動ABR)	42	37	79	→32%
新スク(OAE)	5	10	15	
他の疾患の診断時	1	3	4	
3歳児健診	2	2	4	
ABR	3	0	3	
標準純音聴力検査	1	1	2	
ABRとOAE	1	0	1	
ASSR	1	0	1	
計	146	100	246	

(5) 重複障がい

(単位:人)

区 分	身障手帳交付児	軽度・中等度難聴児	計	
あり	67	66	133	→25%
なし	174	139	313	
不明	25	53	78	
計	266	258	524	

(単位:人)

区 分	身障手帳交付児	軽度・中等度難聴児	計	
知的障害	28	28	56	→42%
肢体不自由	22	8	30	→23%
広汎性発達障害	0	9	9	
重症心身障害	4	1	5	
言語障害	2	1	3	
視覚障害	0	2	2	
注意欠陥多動性障害(ADHD)	0	1	1	
その他	11	16	27	
計	67	65	133	

(6) 通っている場所

(単位:人)

区 分	身障手帳交付児	軽度・中等度難聴児	計	
把握している	176	191	367	→70%
把握していない	90	67	157	
計	266	258	524	

(7) 通っている場所(把握している)の内訳(複数回答)

(単位:人)

区 分	身障手帳交付児	軽度・中等度難聴児	計	
医療機関	76	106	182	→50%
特別支援学校(聾学校や養護学校を含む)	98	28	126	→34%
放課後等デイサービス	50	36	86	→23%
特別支援学級・通級指導教室(ことばの教室を含む)	26	30	56	
通常学校(小学校・中学校・高等学校)	12	35	47	
児童発達支援事業所	22	24	46	
市町村子ども発達支援センター	10	21	31	
保育所	10	21	31	
幼稚園	4	23	27	
児童発達支援センター	9	12	21	
認定こども園	6	15	21	
乳幼児相談室	9	7	16	
その他	3	5	8	

(8) 現時点で受けている療育((7)を把握している)の内容

(単位:人)

区 分	身障手帳交付児	軽度・中等度難聴児	計
把握している	73	100	173
把握していない	103	91	194
計	176	191	367

→47%

(9) 現時点の療育に加えて必要と考える療育((9)を把握している)の内容(複数回答)

(単位:人)

内 容	身障手帳交付児	軽度・中等度難聴児	計
現時点で受けている療育で十分	23	29	52
コミュニケーションの支援(手話の指導を含む)	23	23	46
きこえに対する日常的配慮	23	20	43
聴力検査やきこえの評価	14	25	39
保護者への具体的な支援策のアドバイス	20	17	37
ことばの発達の評価	19	16	35
生活の支援(日常生活習慣(歯磨きや衣服の着脱等)の獲得の支援を含む)	23	10	33
学習の具体的な支援策のアドバイス(ことばの発達を含む)	15	12	27
補聴器装用や人工内耳のための支援	15	3	18
療育を受けていない	2	8	10
姿勢保持や小集団慣れ	0	1	1
体幹を鍛える	1	0	1
掴まり立ちや伝え歩き	0	1	1
日常生活等で使用する物の訓練(ハサミの使い方など)	1	0	1

→30%

→27%

→25%

(10) 市町村における言語聴覚士が配置されている機関の把握状況

配置されている機関(複数回答)

区 分	市町村
把握している	82
把握していない	96
計	178

→46%

内 容	市町村
医療機関	30
市町村子ども発達支援センター	30
障害福祉サービス事業所	8
道立旭川子ども総合療育センター	6
道立子ども総合医療・療育センター	4
児童発達支援センター	3
聾学校	3
市町村役場	3

→37%

→37%

等

(11) 難聴児に関して関係機関と協議する場(難聴児のみに関する場に限らない)

協議の場(複数回答)

区 分	市町村
ある	69
ない	109
計	178

→39%

内 容	市町村
自立支援協議会	32
母子関係会議	12
教育関係会議	12
ケース会議	4

→46%

等

(12) 難聴児を把握した後、支援に繋げるまでの連携状況

(他課)

区 分	市町村
連携している	104
連携していない	74
計	178

→58%

(教育委員会)

区 分	市町村
連携している	128
連携していない	50
計	178

→ 72%

(関係機関)

区 分	市町村
連携している	99
連携していない	79
計	178

→ 56%

(13) 難聴児に対する療育の取組状況

区 分	市町村
取り組んでいる	54
取り組んでいない	121
無回答	3
計	178

→ 30%

取組内容 (複数回答)

内 容	市町村
言語聴覚士等の専門職員による療育	21
難聴児等支援派遣研修事業	16
関係機関との連携及び情報共有	13
軽中等度補聴器購入費等助成制度	7

→ 39%

→ 30%

等

(14) 難聴児に対する療育の取組について不十分・課題と捉えている点

区 分	市町村
ある	83
ない	92
無回答	3
計	178

→ 47%

不十分・課題点 (複数回答)

内 容	市町村
言語聴覚士等の専門職員がいない	37
難聴に関する知識不足	33
難聴児に対する療育の経験不足	15
療育体制が整備されていない	14

→ 45%

→ 40%

等

(15) オンライン (ZOOM等を活用した個別相談等) による療育

区 分	市町村
行っている	1
行っていない	177
計	178

→ 0.56%

内 容
釧路鶴野支援学校との遠隔相談支援を利用した難聴児支援、保護者支援

(16) 道に期待する支援 (複数回答)

項 目	件 数	割合 (全市町村)
言語聴覚士や聾学校教諭の派遣による療育方法等の実践的な研修	62	35%
きこえの仕組み等に関する基本的な知識を修得するための研修	60	34%
他市町村との情報共有・意見交換の場の設定	40	22%
療育方法を修得するための研修	37	21%
療育を行っている施設等での見学・実習	29	16%
難聴児に関する情報提供	20	11%
その他	8	4%

4 軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成制度
助成制度導入市町村は74箇所 (令和4年度)

資料6-2

5 道立聾学校専門支援事業 (昭和63年度開始)

聾学校で聴覚に障がいのある乳幼児とその保護者への支援を行い、難聴児が早期に療育を受けられる体制を確保する目的で実施。道内6か所の道立聾学校で0~2歳児とその保護者を対象に「乳幼児相談室」を設置。親子で通って、遊びを通じた療育を行ったり、基本的な生活習慣の習得や子どもと保護者の関わり方を支援している。

28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
111	111	114	139	117	136	123

6 難聴児等支援派遣研修事業（平成30年度開始）

(1) 目的

難聴児等とその家族が、身近な地域で適切な相談や療育などの支援を受けることができるよう、市町村や事業所に対し必要な専門的知識や技術を提供することにより、地域における難聴児等への支援体制の充実を図る。

(2) 内容

難聴児等の支援に関わる職員及び事業所の養成を図るため、道立施設（旭川子ども総合療育センター等）の言語聴覚士及び道立聾学校教諭を派遣し下記2研修を実施。

名称	概要	具体内容	実績
事業所養成研修	難聴児等への支援に携わる市町村子ども発達支援センター等の関係職員に対して、基礎的な事項を伝達する研修。	市町村内に難聴児がない場合も含めて、「難聴とは何か」「発見が遅れた場合どのような発達の影響があるのか」「早期発見のためにはどうしたらよいのか」等、難聴体験を含む講義形式で実施。	30年度 5市町村 元年度 10市町村 2年度 9市町村 3年度 15市町村 4年度 15市町村
個別療育研修	難聴児等への支援を現に行っている市町村子ども発達支援センター等の関係職員に対して、個々のケースに応じた対応能力の向上を図るための研修。	現に支援する難聴児への療育内容、評価方法、保護者対応の仕方などへの専門的助言など、保護者や難聴児に対する実技指導によるケースワーク形式で実施。	30年度 4市町村 (延べ6回) 元年度 9市町村 (延べ14回) 2年度 7市町村 (延べ11回) 3年度 6市町村 (延べ11回) 4年度 12市町村 (延べ16回)

背景

- 厚生労働省及び文部科学省の両副大臣を議長とする「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」の報告書において、国は、各都道府県で地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の作成指針として、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を令和3年度中に作成することとされている。
- このため、令和2年度末に基本方針作成のための検討会を立ち上げ、有識者等からのヒアリング及び議論を行った。

基本的な考え方

- 難聴は、早期発見・早期支援により、言語・コミュニケーション手段（音声、手話、文字による筆談等を含む。）の獲得につながることから、新生児聴覚検査及び精密検査の実施が望まれる。
- 地方公共団体の保健、医療、福祉及び教育に関する部局や医療機関等の関係機関が連携し、難聴児の家族等を支援することが重要である。
- 難聴児支援においては、早期から不安を抱える家族等に対して支援を実施し、本人又はその家族等が意思決定できるよう関係者で寄り添った支援をすることが重要である。
- 言語・コミュニケーション手段（音声、手話、文字による筆談等を含む。）の選択肢が保障・尊重されることが望ましい。

難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策（主なもの）

各都道府県において、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画に盛り込むことが考えられる事項は以下のとおり。

（1）基本的な取組

- ① 新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有等
 - ・新生児聴覚検査に係る協議会を設置し、新生児聴覚検査の推進体制を整備する。
 - ・新生児聴覚検査実施のための手引書等を作成し、検査の実施状況及び結果等を集約し、関係機関への情報共有等を行う。
 - ・難聴と診断された子を持つ家族等への相談支援を実施する。
- ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保
 - ・都道府県における難聴児支援担当部局を明確にする。
 - ・関係者の協議の場の提供等による難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。
 - ・難聴児とその家族等に対する支援に関する課題を関係者で共有し、支援の充実を図る。

難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策（主なもの）（続き）

③ 特別支援学校のセンター的機能の強化

- ・聴覚特別支援学校等の教員の専門性向上に向けた取組を充実する。
- ・特別支援学校のセンター的機能の強化のため、聴覚特別支援学校の教員等の適切な配置や専門家の活用等を行う。
- ・地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行う。

（2）地域の実情に応じた取組

① 新生児聴覚検査体制の整備

- ・里帰り出産等新生児聴覚検査の受検状況等の把握が難しい場合を含めたリファアとなった子を追跡する方法について検討を行う。
- ・受検率向上を目指し、市町村に対して、検査に係る費用について公費負担を行うことで受診者の経済的負担を軽減できるよう働きかけ等行う。

② 地域における支援

- ・関係機関で日常的な連携や情報交換を行い、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの流れ等を共有するための協議会を設置する。
- ・難聴児及びその家族等のロールモデルやメンターとして、当事者・当事者支援団体を連携体制に含めるよう努める。

③ 家族等に対する支援

- ・難聴児の子育てに関する様々な情報を提供するため、地域の療育・教育機関等に関する情報を含む教材を作成・配布すること。
- ・家族等からの相談等に対応して、複数の療育方法の選択肢を提示し、家族等の精神面も含めた支援ができるよう、協議会の活用等による関係機関と連携した支援体制等の整備を行う。
- ・難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設ける。

④ 学校や障害児通所支援事業所等関係機関における取組

- ・免許法認定講習の充実など聴覚障害者に関する教育の領域を定めた免許状の保有率を高める取組を実施する。

⑤ 切れ目ない支援に向けた取組

- ・各年齢における健康診査等の際に、聞こえの確認等を行い、難聴が疑われる子の精密検査の受診が確実になされるようにする。

軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成制度の概要

1 事業概要

- (1) 地域づくり総合交付金により、市町村（政令市・中核市除く）に助成
- (2) 平成27年度（上記交付金実施要綱等に追加）
（実施要綱別紙2、第1、18、「福祉振興・介護保険基盤整備事業」の「自助具給付事業」）

2 道事業実施の背景

- (1) 身体障害者の基準に該当しない軽度・中等度難聴児は、補聴器の購入修理の公的助成制度がないこと。
- (2) 言葉の習得期にあたる乳幼児から学齢期の難聴児が、補聴器を装用しないで聞こえにくい状態であると、言語の獲得が遅れ、人とのコミュニケーション力、社会性、学習能力などの面で健全な発育に支障があること。
- (3) 保護者は高額な補聴器を自費で購入するなど経済的に負担を生じていること。

3 実施市町村（上記交付金によらない市町村独自事業実施市町村、及び札幌市を含む。）

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
市町村数	22	45	54	59	61	65	72	74

4 国庫負担制度（身体障害者手帳交付）と道事業との比較表

対象区分	身体障害者手帳交付者	道事業対象者（※児のみ）
事業	国庫負担制度（障害者総合支援法）	地域づくり総合交付金（道単独）
実施主体	市町村	市町村（政令市・中核市除く）
給付種目	補聴器の購入及び修理	補聴器の購入及び修理
対象年齢	全年齢	18歳未満（児童）
聴力	重度・高度難聴	軽度・中等度難聴
	2級 両耳 100dB以上（全ろう）	両耳30dB以上 身体障害者手帳の交付対象外
	3級 両耳 90dB以上	
	4級 両耳 80dB以上 両耳 普通話声の最良の語音明瞭度50%以上	
6級 両耳 70dB以上 一側耳90dB以上、他側耳50dB以上		
基準額	（購入の場合） 41,600円～137,000円	（購入の場合） 29,270円 （＝高度難聴用耳かけ型の価格 43,900円×2/3）
対象外	障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上	同左

国	道	市町村	本人
1/2	1/4	1/4	本人1割

← 本人負担1割除き後 →

交付金事業（道単独）
（要件に該当する事業
実施市町村を支援）

	道	市町村	本人
①	1/3	1/3	1/3
②	1/3	2/3	1/10
		- 1/10	1/10

③ その他、市町村により生活保護世帯等は本人負担「0」など

（参考）難聴の程度（難聴対策委員会報告より引用）

区分	平均聴力レベル(dB)	説明
軽度	25以上40未満	小さな声や騒音下での会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚
中等度	40以上70未満	普通の大きさの声の会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚
高度	70以上90未満	非常に大きい声か補聴器を用いないと会話が聞こえない。
重度	90以上	補聴器でも、聞き取れないことが多い。人工内耳の装用が考慮

- ・聴力レベルは、dB（デシベル）という単位で表す。
- ・聴力レベルは、その人に聞こえるもっとも小さい音の大きさで、純音や語音を用いて測定する。
- ・聴力レベルは、両側（左右両方の耳）または片耳ずつ測定する。

障害児入所施設における過齢児への対応

1 経緯

- (1) R4.6.15 児童福祉法等の一部を改正する法律
(R5.6.15公布。公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行)

- 過齢児等の移行調整に係る都道府県等の責務への追加（第24条の19第4項関係）
「～市町村その他の関係者との連携及び調整を図ることその他の必要な措置を講じなければならない。」
- 障害児入所施設の対象者の見直し（第24条の24第2項及び第31条の2関係）
「～満二十歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十歳に達した後においても、～当該者が満二十三歳に達するまで、～引き続き障害児入所給付費等を支給することができる。」

- (2) R4.6.29 移行支援計画策定依頼

「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」より抜粋

- 2) 移行支援計画の作成依頼・回収
- 各障害児入所施設において、15歳以上に達した入所者については、(措置児童に関しては、児童相談所が定めた援助方針も踏まえ)、一人一人の状況に応じた丁寧・着実な移行調整を進めていくため、個人ごとの移行支援計画を作成し、本人・保護者等の意思やその時々状況を記録するとともに、定期的(少なくとも6ヶ月に1回以上)に見直しを行っていくこととしている。
- 都道府県・政令市においては、管内の移行状況の詳細を把握し、令和5年度末までの移行完了の見通しを立てていくためにも、各障害児入所施設の移行支援計画について、依頼・回収の上、定期的(6ヶ月に1回以上)に個別ケース毎の状況・課題を把握いただきたい。

- (3) R4.6.29～実施中 障害児入所施設への聞取調査の実施

- 札幌市を除く17施設の内、福祉型6、医療型2施設に訪問済み。
○ 以下、聞取事項の一例。

区分	A施設	B施設	C施設
移行調整の実施主体	施設内分校があるが、施設が主体	各学校が主体。学校のスケジュール併せて、学校がしない部分を施設で対応。各学校の動きには差があり、個別に打合せするため調整に苦慮	高等養護学校通学児は学校、施設内分校は施設が主体。前者は円滑に進路が決まるが、後者は、者の施設への待機など決まらないケースが多い
移行調整の枠組みの見直しの必要性	施設が生活全般を見ているので施設が主体となるべきで、市町村に関わってほしいが、関わりが不十分。市町村には早い段階で介入してほしい。	現状で概ね確立しているが、職親会の関与を希望。就労先の情報が関係者で共有されていない。近年障害内容も細分化されたので共有されればマッチングが向上すると期待。	施設、相談支援事業所、就労・生活介護事業所も含めた関係者会議の設置が必要と考え、会議での情報共有により、支援内容が引き継がれることが望ましい。
道への関与の要望	市町村の関わりを深め、理解してもらうよう道から働きかけをお願いしたい。	就労先情報の一元化以外、特に要望はない。	調整会議の主体は児童相談所に担ってほしい。現状、契約児童の場合は児童相談所の介入はない、移行調整は本人の困難であれば学校のみで済むが、保護者の困難の場合は児童相談所の関与希望

- (4) R4. 11. 9 全道知的障がい関係職員研究大会発達支援部会に出席
(行政説明：過齢児の移行調整の取り組み状況について説明)
- (5) R4. 12. 5 厚生労働省移行支援専門官との打ち合わせを実施 (電話)
R5. 1. 27 // (来庁)
- (6) R4. 1. 26 障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた都道府県・指定都市説明会 (厚生労働省)

2 北海道における未移行者の状況

(1) 北海道 (札幌市を除く)

施設名		所在地	定員	R3. 3	R4. 4	R4. 10	R5. 4
福祉型	おしま学園	北斗市	30	8	8	10	7
	しりべし学園	黒松内町	30				
	室蘭言泉学園	室蘭市	30				
	太陽の園ひまわり学園	伊達市	30				
	しずない心の杜	新ひだか町	10				
	白糠学園 (R5. 3 閉園予定)	白糠町	30				
	つつじヶ丘学園	帯広市	30				
	きたみ学園	北見市	7				
	ひまわり学園	遠軽町	40				
	美唄学園	美唄市	30				
医療型	函館病院	函館市	60	1	1	0	1
	大倉山学院	小樽市	160				
	重症心身障がい児 (者) 施設みどりの里	小樽市	120				
	北海道立旭川子ども総合療育センター	旭川市	45				
	北海道療育園	旭川市	336				
	帯広病院	帯広市	120				
	美幌療育病院	美幌町	120				
合計			9	9	10	8	

(2) 札幌市

施設名		所在地	定員	R3. 3	R4. 4	R4. 10	R5. 4
福祉型	もなみ学園	南区	60	1	1	10	0
	ノビロ学園	清田区	45				
	札幌市自閉症児支援センター	豊平区	27				
医療型	北海道立子ども総合医療・療育センター	手稲区	110	1	0	0	0
	緑ヶ丘療育園	西区	160				
	医療福祉センター札幌あゆみの園	白石区	184				
	北海道医療センター (重症心身障害)	西区	56				
	北海道医療センター (肢体不自由)	西区	106				
合計			2	1	10	0	